

## 平成 23 年度第 4 回練馬区障害者計画懇談会議事録

- 1 日時 平成 23 年 9 月 5 日（月） 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分
- 2 場所 練馬区役所地下多目的会議室
- 3 出席委員 朝日委員（座長）、河村委員（副座長）、馬場委員、坂元委員、志澤委員、安部井委員、鈴木委員、保坂委員、野澤委員、前田委員、齋藤委員、森下委員、田中委員、河合委員、工藤委員、伊東委員、吉田委員、八戸委員、石野委員、今田委員（以上 20 名）  
※欠席委員 長澤委員、秋本委員、米村委員、河辺委員、市川委員、矢吹委員、森口委員、渡邊委員、千田委員
- 4 傍聴者 2 名
- 5 配布資料 障害者計画各論 【資料 1】  
第三期障害福祉計画の考え方 【資料 2】  
障害保健福祉関係主管課長会資料（平成 23 年 6 月 30 日）抜粋 【資料 3】  
防災に関する意見まとめ 【資料 4】  
ねりまの保健衛生抜粋 【資料 5】  
精神障害者アウトリーチ事業の概要 【資料 6】  
委員意見 【資料 7】

### ○事務局

皆様こんばんは。お忙しい中、天候もすぐれない中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から今年度第 4 回の障害者計画懇談会を始めさせていただきたいと思っております。まず、事務局から何点かご連絡をさせていただきたいと思っております。まず資料です。発送がぎりぎりになってしまっていて大変申し訳ございませんでした。郵送で送らせていただいた資料の中に、机上配布をさせていただいたものがホチキス留めで紙が 2 枚入っております。手違いがございまして、いただいております意見を送付できなかったものです。市川委員と馬場委員には大変申し訳ございませんでした。

出欠の確認です。まず欠席のご連絡をいただいているのが河辺委員、市川委員、森口委員、渡邊委員、矢吹委員、この 5 名の方から欠席のご連絡をいただいております。それと区側の出席の状況ですけれども、今回の福祉部長以下の関係部署の職員が出席をさせていただいております。本日のテーマの 1 つに防災関係の検討というのがございますので、本日は事務局として防災課長が出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

それともう 1 点ですが、前々回の懇談会の中で、議事録の記載について、記録に委員名を記載すべきではないかというお話がございました。それと、現在議事録は委員名が記載されていないということもあり、文章の流れがわかりにくいということで、例えば委員の頭にアルファベット A とか B とか、そういったわかりやすい記載が必要なのではないかというご意見をいただいております。これについて、事務局と座長・副座長と協議をさせていただいた結果、そもそも区主催の会議体、特に障害者計画については個人名を記載しないということが通例になってございまして、その理由としては個別の事

情に踏み込んだ発言が多く、個人状況などにも配慮すべき点もあるというようなことと、委員名を出さないことによって、逆に自由活発なご議論をいただくということも期待されるのではないかとこのように考えております。

また、議事録のほうに記載をする場合については、会議体の開催当初にお名前を出させてくださいということで確認を取る必要がございます、今回の場合は懇談会の当初、議事録にはお名前を記載しないということで確認をさせていただいておりますので、せっかくのお申し出ではございますが、議事録のほうには名前を載せないという形を取らせていただきたいと思います。

ただし、文の流れがわかりにくいということについては、アルファベット表記も含めまして、例えば文の流れ、接続詞等の工夫でわかりやすくすることについては、事務局としては検討し、努力をしたいというふうに考えております。事務局からは以上でございます。では、以下進行を座長、お願いいたします。

#### ○座長

皆さん、どうもこんばんは。お忙しい中、第4回になります障害者計画懇談会にご出席いただきありがとうございます。また、傍聴の方もご参加誠にありがとうございます。9月に入りまして、今年の夏は特に猛暑と不安定な天候と、また、節電対応ということで、余計に暑さを実感された方も多かったのではないかと思います。9月になりまして、少し台風もございまして心配な部分も残っておりますけども、9月に入りましてだんだんと落ち着いていく天候ではないかなと思います。

その一方、8月の末に、総合福祉法案に関連して総合福祉部会が最終の考え方をまとめられて報告されたということもありまして、障害のある方の福祉および施策をめぐっては、さらに熱い議論が続くということになるかと思っておりますので、本日もどうぞご忌憚のないご意見をちょうだいできればというふうに思います。

なお、今事務局からお話がありましたように、非常に積極的なご提案をいただいて、それは議事録について、例えば一つひとつの発言をきちんと振り返って、今後議論を積み重ねていきたいという視点や、あるいは、名前を出すことでお一人おひとりがさらに発言をより誠実に行なうというところではいい部分もあるかと思っておりますが、先ほどお話がありましたように、冒頭、そのような議事録には個人名は載せないということを1つのルールとして確認したことと、せっかく忌憚のない意見を交わしていく上で、あまりその辺りのことを気にしないでご発言をいただくというのも、全体の議論の質を高めていく上では大事なのかなということもありまして、私のほうからもそのように事務局にアドバイスをさせていただいたところです。

いずれにしても、きちんと記録を振り返ることはとても大事なことだと思いますので、その整理や表現の方法について、さらに工夫を重ねていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。では、挨拶のほうが長くなりましたけども、早速本日の次第に従いまして、検討を進めてまいりたいと思います。

今日は各論の検討ということで、前回時間がなくて今回に引き継いだ部分と防災ということで、3つの各論を検討することになっています。2番目としては、第3次障害福祉計画の考え方について、国からの考え方を踏まえて皆様方と共有していきたいと、こういうふうな事項になっています。それでは毎回の例に従いまして、事務局から最初に

ご説明をいただいて議論をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。はい、よろしくお願ひいたします。

○事務局 資料1 防災についての説明

○座長

どうもありがとうございます。防災、特に地域での助け合いを含めた日ごろからの対応については、東日本大震災以降、ますますその重要性が高まってきているという中で、今整理をしていただいた部分と、委員の皆様方からも資料の4で多岐にわたるご意見を、3月11日の当日の行動も踏まえて、かつ、多様な意見をお寄せいただいたところでもあります。大きく、避難しやすい避難所の部分と、助け合える体制を整備するという部分と、それから情報提供という大きく3つの観点で、囲みでまとめていただいているということになります。

冒頭ご紹介がありましたように、防災課長さんが今日お見えになっていらっしゃるしますので、既に資料を読んでいただいたご意見を踏まえてでも結構ですし、それ以外でも結構でございますので、練馬区障害者計画の中で防災についてどのように考えていくかということについて、自由に委員の皆様方からのご発言をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

質問なんですが。

○座長

はい。

○委員

今ご説明いただいた地域で助け合える体制を構築していくことについて質問したいんですが、その前に障害児支援の充実ということで、資料1の前に障害児支援を充実するということがありますけど、ここをずっと読んでいくと、ものすごく分けて分けて分けて、普通の学校には行けないような状態になっていますよね。普通の学校に行けないような状態にしておいて、地域で助け合える体制を整備するという、障害者が地域で見えなくなっているんです、この前の施策を見ると。その中で今回地域で助け合うというのは、どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○座長

はい、ありがとうございます。もし関連するご意見などがありましたら、まとめて。よろしいですか。はい、じゃあ事務局からお願いします。

○事務局

障害児の施策においてある種分断されてしまっている中で、防災については、じゃあ地域でどう見守っていくのかということに一貫性がないのではないかとご意見をいただいております。資料の読み方等々もあるかと思えます。ただ、基本的に障害をお持ちの方であっても、そうでなくても、住み慣れた地域でどのようなサービスや教育を受けるにせよ、そこで暮らしていく、住まっていくということについては、そこが一番肝になってくる場所であるということは特に異論はないところであろうかというふうに思っております。

その中で当然、なかなか地域から孤立化していってしまう。もしくは地域の情報が入

らないということで、これは防災だけに限ったことではないかと思いますが、さまざまな面で孤立化をしないように、地域の見守りの支援のネットワークの中に、障害のある方が加わっていくという視点が必要ではないかという一種課題提起という面もありますので、ただ、そこでどういうふうな方法があるわけでは、本当にそれぞれ地域地域に応じて違ってきているかと思います。ここで一概にこういうやり方が正しいものとお示しするのではなく、やはりそれは、地域の中でさまざまな方々と顔の見える関係を作っていく際に出来てくるものではないかと思っております。

この前の施策との関連がないということに対しては、答えとしては適当ではないのかもしれませんが、ただ基本的な姿勢としては、地域で暮らし続けていくのに必要なものということで、このうち防災に関しての資料は作らせていただいているところでございます。

○座長

いかがですか。

○委員

質問がわかっていないようなので、すみません、いいです、もう。

○座長

でも、1つで、あるところでは分ける施策と、もう1つで分けない施策という、その関連性というところがどういうふうに整備されていくのかという説明ですね。

○委員

はい。

○座長

もしかするとこの辺りは、この懇談会でも一応一つひとつはどうしてもテーマごとに分けざるを得ないので、それは充分にその中で議論しながら、例えば目指すべき理念であったり方向性であったり、そこで矛盾がないように横刺しにしていくという点では、委員のご指摘というのは確かに1つのポイントになると思いますので、その辺りでまたご議論いただくということによろしいでしょうか。

○委員

はい。

○座長

でも重要なお指摘だと思います。ありがとうございます。はい、ではお願いします。

○委員

よろしく願いいたします。今の方とほぼ同じような意見なんですけれども、地域で助け合える体制と言ったときに、私の場合は、誰が核になって地域というものを支えるのか、作っていくのかということが本当に疑問に思いました。

日ごろ、特にこの2年間は福祉事務所に電話をしても、担当者が毎回替わっています。福祉事務所の中でも、私の子どもは重複ですが、やはり縦割りになっていて、補聴器はここ、知的はここというふうに変わっていますが、それもこの2年間は、どの分野の方も替わっていて、何か相談があつて連絡をすると「あなたの地域はここですから、この方です」と全然知らない方に相談をする。また次の年になると、知らないうちに替わっている。こんなような状況で、誰がどう地域なのかという、まず福祉事務所自体がそう

なので、この2年間ぐらいはなかなか福祉事務所にも、いろいろな福祉の点で相談したいことがあっても、しづらい状況にはなっています。そこの辺は少し改善を区のほうでしていただければと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。地域で支える体制をというところでご意見が続いておりますけども、その部分でも、あるいは、はい、どうぞ。

○委員

すみません、簡単なことなんです。災害で援助者名簿の2万9,000人という話で、また分布数というのはどのぐらいの数でしょうか。ちょっとその辺を聞きたいのと、その登録者数によって、当日の地震とかそういうこともあるんですけど、あと、安否確認のために非常に必要な数字ではないかなというふうに思います。実際、今回のときも、これがあつた所とない所のところで現地がすごく違ったと言いますので、この数字の必要さというのをもう少し考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますので。

練馬は本当に縦に広いんですけど、分布に関してやはりもう少し強制的に。例えばこっちは大泉ですけど、大泉地区は少ないとか、そういうような分布のあれを出していただいて、もう少し防災を議論していくといいなというふうに思っております。

○座長

はい、ありがとうございます。ご質問とご意見ということで、特に前段のご質問の部分については事務局から早速お答えいただいてもよろしいでしょうか。どちら、はい。

○事務局

分布のところ。

○座長

まず2万9,000人のあれですよ。

○事務局（防災課長）

今の要援護者名簿の配布先、数的なものです。私どものほうで要援護者名簿をお配りしているのが、警察、消防、さらに民生委員の方、また、地域の防災会の方々にお配りをさせていただいております。防災会の284あるうちの受け取ってくださっている所が現在114という状況でございます。

なかなか個人情報に何うということ、あと実際に町会、自治会の方を中心に防災会が出来ておりますので、なかなかいただいてもうまく自分のほうでは活用する自信がないというようなこと、あるいは、情報がうまく今まで伝わってなかったというようなこともありまして、なかなか受け取ってくれてないというような状況もございました。

ちなみに、先月3月11日の地震の際に、この要援護者名簿を使った団体がどのぐらいあつたかというアンケートを取らせていただいたんですが、実際に使用したと言った所は16組織だけでした。回答したうちの14%というような状況でございます。なぜ使わなかったというようなこともアンケートさせていただいたんですが、実際そういった名簿があるという存在を知らなかった。これは私どもが把握しなければいけない点なんですけど、今後使いたいかということも併せてアンケート取らせていただきましたが、「活用していきたい」と言った所が38%、58組織でございました。私どものほうの周知等がさらに必要と。毎年1回ずつ更新とかご案内をさせていただいたわけですけど

も、足りないなということで、現在かなり強化をしているところでもあります。以上です。

○座長

どうぞ。

○委員

関連した質問です。今説明がありました災害時の支援者名簿に関してです。このことに関しては、障害者福祉の資料の6ページに載っているんですけども、その表現の中で、災害時要援護者名簿を作成し、災害時の見守りや支援を円滑にできるこの名簿。民生児童委員、一部の防災組織や行政機関に提供しますという表現がなされているんです。それで、身障福祉協会の身障相談員が出されているんです。そういう点から見たら、民生児童委員だけではなくて、障害者の相談員をこの文章の中に入れていただきたい。で、災害時にやはり身障相談員の役割の一端を見直す。そういう要望です。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。これは現時点では身体障害者相談員の方には配布されていないという理解でよろしいでしょうか。はい。知的障害相談員のお話かもしれません。

○事務局（障害者施策推進課長）

現在、名簿の提供につきましては個人情報取り扱いがございましたので、発足当初につきましては現在の配布状況は、それぞれ申し込まれた方に「こういう所に提供します」ということは明らかにしながら申し込みをいただいております。現在そういう状況なんですけれども、今回相談員もというお話をいただきましたので、今後防災課と、また、担当のほうとも十分に内容を考えまして、検討いたしまして、今後検討させていただきたいということで、お答えでよろしいでしょうか。

現在は、対象についてはそういう意味でお示ししてるんですけども、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○座長

さらにいかがでしょうか。

○委員

今までも何回か言ってるんですが、ちょっと特殊な事例なのかどうかはあれなんですけど、要はここで行くと、資料4の1番の所に「福祉避難所の整備、機能の充実」と言うと、ちょっと抽象的なんですけど、こういう中にぜひ空調という部分を入れてほしい。

例えばこういう所に、いろいろの方に、例えば高次脳の方とか、そのほかにいろいろ空調のことをお話する…、なかなかご理解をいただけない。「それ、医療関係だろう」と。ちょっとそういうような受け止めをされることが多くて、必ずしもそうではない。単純に医療ということでは…。うちの娘は汗をかけなくて、体温調整ができないという事例で、ただ、これはある意味で特殊なんですけど、高齢の方とか、その他ある程度の範囲の中で人数が出て来る。ただ、全般ではないということです。

そういう意味で、ちっちゃな電力だけでは空調というのはなかなかできないですから、じゃあ、こういう蒸し暑いときに災害で福祉避難所というのがあったとしても、そんなに広い場所はいらないと思うんですが。空調というものをぜひご配慮いただきたいということをお願いしたいということでございます。よろしく願いいたします。

## ○座長

さらにいかがでしょうか。たまたま資料の4に従いまして、避難所の関係、それから地域での助け合いの関係、そして情報提供という関係でございますけれども、どこからでも結構でございます。

## ○委員

意見を出すことはできなかつたんですけれども、意見のほうを述べさせていただきたいと思います。防災についてということで、3月11日、当センターでは、たまたま利用者さんが非常に少ない時間帯で、大きな被害もなく、何とか安全に避難できました。

また、うちの施設というのは居住系の施設ではないので、やっぱりもっと大きな震災が起きたときに帰れなくなる等の問題がある。その方たちを安全に保護して、一定期間を暮らしていただくとなったときに、うちの施設は無理です。例えば生活支援センターは区民センター内にあるのですけれども、あのときに一時退去命令が出ました。命令もないんですけど「一時、退去してくれ」と。「外に出てくれ」と。当然、そういうような施設ですから、そのまま何日もそこで暮らすということは当然できませんので、そういう状況が起きたときに、じゃあ皆さんをどこで保護するかというところで課題もあって、そうなったときには近くの避難拠点に避難しなければいけない。障害を持った方が、その避難拠点で暮らせるようにしていかなければいけないというところで、運営協議会なんかで報告しまして。そしたら地区の団体のほうでお声掛けをしていただいて、うちの避難拠点になっている小学校で訓練があり、それにも参加させていただいているんです。

つい先日、その避難拠点連絡会のほうで実施した、避難拠点宿泊体験と一緒に参加して来ました。それを通じて感じたのは、大きな災害が起きたときに一番問題なのは、誰が支援してくれるのかというところで、福祉のしかも、障害者支援の職員というのは多分機能するとは思いますが、それが機能するまでに、一定の期間、支援の手が足りなくなるというのは、今回の東北の避難所の大震災でもわかったこと。下手すれば、それが1週間ぐらいかかりそうだとこのころで、その間はやっぱり障害者の支援を誰かがしなければならぬといったときに、誰がするかと言ったとしたらば、やはり地域の住民さんに協力していただかないとできないんです。

例えばうちのセンターは、職員の参加も一番少ないときは2人しかいません。そのときに被災してしまえば、当然周りの人に協力してもらわなければ、周りの人が30人、40人集まってもできないです。それでやっぱり、住民の中に、この地域にどういう障害を持った方が生活して暮らしていただけてはなくて、そこでどのような活動をしていて、被災したときにその人たちにはどういう支援が必要なんだというのを一緒に考えていただかなくてはいけないと思うんですが、実際にそのとき連絡会に参加して、「障害を持った施設でこういう所があって、こういう方が利用されてるんですよ」と話をしても、やっぱり皆さん知らない方がほとんど。99%。9割以上知らないんです。中で震災が起きたときに、皆さんはやっぱりその地区にいる人たちを何とか支えていきたい、一緒に考えていきたいと思ってる。あまりに情報がなくて一緒に考えられない。

だから、そこで「一緒に参加したいんですよ」という話をしたとき、大歓迎されました。「ぜひ来てください」ということで。やっぱり地域のほうでも、地域の中で災害が起

きたときに、支援が行き届かない人がいるということは感じてらっしゃるんです。私たちも、災害が起きたときに、私は事業者です。事業所として最大限努力したい、支えていきたいと思っても、それが100%できないという。わかっている。そこを埋めていかなきゃいけない。それを利用者がわかっていつつ、うまくつながっていない状態が現場だと思っております。

本当に大切だと思いますけど、一緒に参加することによって、この避難拠点連絡会の方は今考え始めてくれているんです。「避難拠点については、体育館の中に皆さんに避難してもらっただけでは済まないな。そこにどういう場所を作っていかなければいけないのか、どういう要素を付加していかなければいけないのか」というのを考え始めてくれている。

先ほど事務局のほうから「顔の見える関係」という説明があったかと思うんですけど、まず、その地区その地区で防災を考えるときに、考える側に障害当事者がやっぱり入っていないと、支援者も入っていないと、ある意味今の状況というのは変えられないのかなと思っています。そういうことも推し進めるように、支援のほうをというのを考えていきたいなと思いました。以上です。

#### ○座長

はい、ありがとうございます。事業者や、ときに障害当事者の方の積極的な参加、例えば防災訓練だったり、避難所の宿泊体験だったり、そういうことを通して、むしろこれを1つのきっかけとして理解を進めていこうと。こういうようなご趣旨でしょうか。さらにいかがでしょうか。まず順番が。まだご発言してない方から。まだ皆さんご発言していない。じゃあ、すみません、時計回りの反対になりますけどもお願いします。

#### ○委員

私の所は、在宅介護でうちに訪問するんですが、今回もそうでしたが、やっぱり利用者さんと1対1という場合があって。今回の場合は、まだそう大きな災害ではなかったから良かったんですが、これがやはり大きな災害になりますと、ヘルパーも時間があったり、次のお宅に行かなければいけないとか、あるいは、その度合いによってもどういう形を取るのかという部分で、やはりヘルパーさんも命があって皆さんを助けられるということもあるし。

そういった場合に、例えば消防署さんでしょうか、練馬区さんでしょうか、冷蔵庫の中に何か筒みたいなのを、その中に利用者さん情報を入れてみたい。で、誰かが助けたときに、それを見て、みたい。そういうようなことをいろいろ練馬区さんも考えられていらっしゃるようなんですが、そういう統一であるとか、どういう中身、個人情報になるので、じゃあどういう中身を私たちは情報提供したらいいのかとか、例えば今回は、うちも電話で高齢者もやっておりますので、安否確認とかはできたんです。それから、近いおうちの方ですと、見回って歩いてということができたんですが、それがもし災害の度合いによっては全くできなくなってきたとすると、やはり本当に地域の人とか、消防署とか、自衛隊とか、そういう方にも助けていただくしかなくなってしまうとなると、本当に今から家族の方はどうしなきゃいけないだとか、やはりマニュアルと言うんでしょうか、行政の方はどうしなくちゃいけないだとか、あとは連携ですよね。それがかなり必要なんかないかなと。

施設ですと、ある程度防火の基準とかいろいろありますが、在宅になりますと、おう



ちもさまざまで、コンクリートのおうちもあれば、木造の古いおうちもあれば、さまざまに所に住んでらっしゃいますので、その辺の危険の度合いが全く違うものですから、その辺の情報と障害の方が、本当に誰がどこにいて、その方がどうなってるかということが、本当に管理者の方はしっかりわかっていただけるということが本当に大事ではないかなということを今回でもちょっと感じておりますので、震災の度合いによってかなり違ってくると思うので、その辺が、私、事業者としてもすごい心配なところですよ。

○座長

ありがとうございます。お願いします。

○委員

法人運営をしております立場から、どうしても具体的にいわゆるこの資料に出しましたが、法人としてとりあえず当時の状況というのを把握しまして、具体的な対応を図らないと、ご存じのように災害は1～2年の間に来るといふふうにいわれております。

それで、私どもの資料はこの資料4の15ページから17ページにも書いてありますが、それを事業所でどういう状況にあったかということをもとに把握をすることが1つ。それに基づいて、じゃあ法人としてどうするかということをもとに書いてありますが、結果的にまず利用者さんが安全に帰ることが第一であるということが1つです。今回は東北の震災であったが、直下型が来た場合に帰れないということが想定される。2番目です。

その中で実際、じゃあ政府だって完全に保たれるのか保たれないのかというふうな部分です。それで4番目に、じゃあ建物もまあ残ったとしたら、我々だけでいいのか、我々の周りの地域の障害者、ご存じのようにテレビ報道があるように、育成会関連で地方にもかなり派遣しておりますが、障害者が完全に車の中に孤立しているという状況の中でどうするんだということを考えなきゃいけないということだと思ふんです。

実は私ども、これからさらに発展しまして、ある事業所で5日間、50人の人間が泊まったらどのぐらいのお金と水と食糧が必要かと試算させられました。水と食糧と衣類、50万かかります、これは最低です。これが3事業所になりますと120人ぐらいいますから、職員含めると140人ぐらい。3倍かかるんです。まあ150万ぐらい。これ、法人として、じゃあ実際それだけ出るとかという議論がありまして、まだ行政には伝えてませんが、その辺りを具体的にしませんと時がただ過ぎるだけであって、方向性のある程度議論する場として、ぜひ全体で議論をしていただきたいと思ふんです。

法人としても、それはゼロではない。それなりの責任は負わなければいけませんので、ですから全体的にどういう方向でどうするんだと具体的にありませんと、もう半年たってますから、震災から。それをやっぱりもう少し具体的な議論を進めてもらうように行政にもお願いしたいということです。具体的にはそれぐらいお金かかりますよ、ということなんです。今日、ちょっと資料を見たかったんですが、必要ならば資料を提供していきたいです。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。そうしますと、こちらで挙手、手を上げていただいた方。はい、お願いします。

○委員

資料1の5ページの一番最後のほうに、下から4行目になります。「障害者に対する情報提供については、障害特性に応じた方法が必要となっていており」というふうに書いてありますが、今までのお話ですと、委員会とかそういう議論をどういうふうにするかと手順的なことがありましたが、特に私どもは、医学的な情報が欲しいと思っています。仲間とその後少し話し合いをしたんですけども、抗てんかん薬ですか、ああいったお薬も切れたら後、大変なことになるとかいろんな問題が出て来て、「その場合どうしたらいいんだろうね」と、やっぱり自分たちで備えるしかないということが第一なんですけど、こういった情報の中に、医学的な、医療的な情報もできるだけ詳しく盛り込んでいただきたいと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。

○委員

この間2回ぐらい被災地支援ということで宮城県に行って来たんですけど、ああいう規模の災害が起こったときって、やっぱり大都市は本当にその後どうするんだと、本当に考えようがないというようなことを感じてます。津波は起きなくても、例えば大都市は火災が怖いと非常に感じました。同時多発でいろんな所で火事が発生してというようなことがあったときにどうやるべき、避難するかとか、そもそも消火活動ができるんだろうかとか、そんなようなことを非常に感じています。

意見書、資料4のほうにもちょっと書かせていただいたんですけど、先ほどの意見にもありましたけど、行政機能が一時的とは言え、麻痺するようなことになった場合の対応で、私は南三陸町に行ったんですけど、完全に行政機能がいまだに回復してないわけで、支援する仕組み自体が役所の中にまだ確立できてないということがあって、民間団体がいろいろ支援に入るんだけど、情報がパッと公開される。個人情報保護により情報が公開されないのです。困ってる人がここにいるんだけど、その人にどう支援しようかということがなかなかうまく行かないという実情が結構ありました。

ある自治体では、逆にもう保健師さんの情報を民間団体に流して、どんどん安否確認をしてくれということをやった例もあったり、その辺りも、行政の側が動けるうちはいいんだけど、動けないという、そこからちょっと考えておいていただきたいなと思います。

それで、ちょっと質問と確認なんですけど、6ページの下の方①、②、③がございまして、①の災害時緊急連絡網の検討という形で、平成22年、26年の検討ということになってるんですけど、これは検討をした結果はどうするのかというのがちょっと。検討だけで終わっちゃうのかなというふうにも読めるんですけど、その辺り、検討をした結果をどうされるのか、もしあれば教えていただきたいということと、先ほど5ページの上の方です。

2行目の要援護者名簿が2万9,000人の登録者となっておりますが、これは障害者だけの数なのか、あるいは高齢者、介護を要する方等も含めてこの数字なのか。もし高齢者も含めてこの数字だと、非常にやはり少ないというふうに思う。この辺り、今後どういうふうにしていくのかというか。例えばそういう避難所とか仮設住宅に入っても、

何となく障害の方もいても、いられるんだけど、震災の前にそういうことができてないエリアは、やっぱりなかなか福祉仮設住宅等の配慮はできていても、なかなかコミュニティに溶け込めないというような問題があるみたいで、なかなかそういうふうのがつかみきれないというんですか、そんなようなところがあるような。登録者数の中に障害者というのがどのぐらい入ってるのかというのを教えていただければと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。では2点質問がございましたので、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

質問の順序が若干逆になってしまって恐縮なんですけど、まずこの名簿の2万9,000人の内訳ということでございます。おおよそのパーセンテージで行きますと、65歳以上の方がこの2万9,000人の中に占める割合というのは9割強を超えているというところでございます。そしてまた、その要件、つまり一人暮らしの高齢者の方ですとか、あるいは愛の手帳をお持ちの方ですとか、さまざまな要件があるんですが、それぞれおおよその数字になりますが、精神手帳を所持しておられる方というのが300名程度、愛の手帳を所持しておられる方というのは1,000名程度、身体障害者手帳を所持しておられる方というのは3,000名程度ということになってございます。

ただ、例えば一人暮らしの方の高齢者であり、身体障害者手帳も所持しているという方も中にはいらっしゃるかと思います。

○座長

はい、お願いします。6ページの検討です。

○事務局（防災課長）

6ページの表の①だと思いますが、災害時要援護者の状況確認や安否確認をした後、どこか一括でまとめていかないと、やはり最終的にどのようなことかというのが把握できないというようなことでございます。先ほども申し上げましたけれども、防災会等にお問い合わせしながら確認をしていただくというようなことも、民生委員さんもそうですけれども、確認をしていただいたものをどこかで集約していくといったときに、災害時において現在情報を残せるのは避難拠点、情報拠点というような所でございます。そういった所を活用しながら、区のほうに集約するという方法をモデルケースとして構築できればというのが、この課題ということで挙げさせていただきました。その結果、検討してモデル的なものとして試してみても、良ければ普及させていくというのを考えてございます。

○座長

よろしいでしょうか。

○委員

モデルケースを作った後はどうするかという。ちょっと意地悪かもしれませんが。

○座長

今、モデルケースで、それを検証しながら、今度は普及をしていくというような状況です。それでは3つの柱立てというか、3つのカテゴリーに従ってご意見をちょうだいしました。特にまとめるというようなことは難しいと思うんですけども、皆様方からの

事前の提出のご意見、また、今日のご発言を伺いまして、障害の人たちが特別だということではなくて、しかし障害の特性をきちんと踏まえた対応をしていくと、地域や区全体の防災の質が高まるのだというようなご指摘・ご意見だったというふうに受け止めました。

それから、区の役割、団体の役割、地域の役割、あるいは当事者の役割と言うとちょっとおかしいかもしれませんが、当事者の取るべき行動というか、こういったものをきちんとシミュレーションしていくということが共通する部分になるのではないかなというふうに思いました。また、震災の規模にも寄りますけれども、支援者も一緒に倒れてしまうような状況ですと、確かに先ほどご指摘ありましたように、他からの受入れに時間がかかるということもありますので、やはりそういう中で、それぞれの役割というか、立場で何ができるかということを中心に共通の問題として意識ができるような、そういうような仕組みなり施策というのが大事なのかなということが、皆さんの中で共通するところかなというふうに思いました。

個別にはいろいろございましたので、ぜひ事務局のほうでまとめていただいて、またこの計画の防災の部分につきまして、具体的な事業なりに落とし込んでいただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それではその次で、ちょうど時間的には「障害者医療の推進」の所で、資料のご説明をいただいて休憩をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。タイミング的には大丈夫でしょうか。

○事務局 資料1の説明

○座長

はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと前回から時間が経過しておりましたので申し訳なかったんですが、重複する形ではございましたが、改めて資料をご説明いただき、議論につなげていただければと思います。ちょうど区切りがいいので、ここで10分間ほど休憩させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

<休憩>

○座長

それでは、ご準備の整った方からご着席いただきまして、会議を再開させていただきたいと思います。障害者医療について、資料7ではこれまでに3人の委員さんからも意見をお出しいただいております。それを基にご発言いただくのでも結構ですし、さらに今日ご参会の皆様方からご意見をちょうだいできると思いますが、いかがでしょうか。多くの意見をちょうだいしてはいるんですけども、13ページからでございます。

○委員

14ページ、何か途切れちゃっています。

○座長

15ページ、つながってないですね。

○事務局

すみません、14ページの後半部分は市のまちづくりに対する意見ですので、本日のテーマと関係ないからですが。

○座長

よろしいですか。

○委員

障害者医療について意見書を出してたんですけど、今ご提示いただいたように。今日配られたのになります。私のほうのちょっと違うテーマかもしれませんが、これは冒頭、座長のほうからお話がありましたように、障害者総合福祉法ですか、これが具体的に法律にどうなるかというのはまだわかりませんが、これのいわゆる提言書というのがまとめて出て来て、その中にもいわゆる障害の谷間をなくしていくんだということが盛り込まれております。但し書きみたいな所でも、こういう疾病と、まだ対象になってない疾病についてもしていくんだということが盛り込まれています。

そういう意味で、近い将来これは当然対応をしていく必要があるということで、今回そういう調査とかそういうことはしていかないということでございましたけれど、こういうことを含めて、ぜひどんなニーズがあってというふうなことを、どんなふう困ってて、どんなニーズがあって、それに対してどのようなふうにしていくんだというふうな基礎的なこと。これはある程度、ぜひつかんでおいていただきたいという点が1点です。

それから、私の娘の場合は、いわゆる難病制度に都がいわゆる上乗せでこの疾病を、ちょっと幅広い疾病の形で受けてくれているので大変助かっております。こういったものを少し幅広くしてほしいなということが第1点です。私についてはついてるんですけど、そうでない部分もあります。ぜひそういう方法を取ってほしいなど。

それから、先ほど事務局からのお話にありましたけれど、つつじ歯科の障害者歯科診療です。これについては大変ありがたく思っております。他の地域の方とお話ししていると、意外に障害者の歯科診療ってない所が結構あるんです。練馬区でこういう取組みをしていただいて、大変ありがたいと思います。歯の問題というのは単に歯の問題ではなく、体の健康全体に関わる大きな問題ということ、歯科医の先生方から知らされました。これを私も、いろいろそういうことで知らされました。

そういう意味で大変素晴らしい施策というふうに感じております。細かい意見で申し訳ないんですが、こういう素晴らしい施策もやっていることに大変感謝をしておることをお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

○座長

はい、ありがとうございます。今のご意見は当初の段階から、難病の方の実態調査を何らかの手立てで実施すべきではないかということ、ずっといただいております。さらに全国的などうか、法律的な状況が変化する中で、その必要性がさらに増してくるというようなご意見だったと思います。いかがでしょうか。

○委員

よろしく申し上げます。まず障害者医療の推進ということで、最後にアウトリーチの支援ということで加えていただきましてありがとうございます。資料の6のほうでいろいろ流れというところを聞かれると思うんですけども、トップが、あれは東京都でやるんですけども、東京都の資料によると、今年度23年度は予算化されて、実施は24年度からですよというふうに認識しているんですけども、その辺はどうなのかなと思いま

す。とりあえず。

○座長

これは事務局から、ではご説明をいただいてよろしいですか。

○事務局（石神井保健相談所長）

ただ今アウトリーチの事業については、来年度からの実施ではないかというご質問をいただきました。こちらに記載させていただきましたアウトリーチの支援ということは、健康部のほうで今年度独自に開始させていただいたものです。必要に応じて、例えば往診みたいな形で今でも町村のほうと連絡取り合っております。

こちらのアウトリーチにつきましては、区内の保健相談所に、それぞれ2回分の精神科医の役割ということで予算化いたしまして、各保健相談所の地域の中で必要に応じて、お宅へ精神科の先生、それから地区担当保健師、あとは関係する部署の方ということでアウトリーチして、そこで実際に診察を行ない、必要に応じてそこからの措置も取るという形で実施するものでございます。

○座長

よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございます。

○座長

それでは。

○委員

医療といいますか、うちの場合、グループホームに在籍してる方で、障害基礎年金を取得させたく、自身の問題なんですけど、グループホームに入られてる方で支援できるご家族がいない方も多いので、法人のほうで障害基礎年金の手続きをしている方が多いんですが、その際に、最近お医者さんのほう、今までもついていたその病院だったら受診させて書いていただくのに診断をお願いしに行くと、「今までかかりつけでない場合には診れません」と断られる例が増えてきてしまってます。

うちの場合にも、養護施設から出られた18歳で、親ももう見られない方たちが結構グループホームに入ってるんですが、そういった方たちを迎えるに当たって、障害基礎年金の申請をしたときに、どこも知的の場合にはかかりつけのお医者さんを持ってない方が多いので、新規にお願いしようと思うとそういうことを言われ、直接に言われたこともありますし、うちの法人が審査会に出てる委員がいて、審査会のほうでもお医者さんから、そういうのが新規で来られたら困るんだな、ことが委員会のほうに教えて話しまして、区のほうで、そういう指定医というか、そういうかかりつけを持ってない方たちに援用のあるようなお医者さんの指定をさせていただけないものかと。本当に、かかりつけのない方たちの場合、非常に困ってる状態なんです。

○座長

はい、ありがとうございます。この辺については何か今のところはよろしいですか。

ご意見ということでよろしいでしょうか。制度としてはないんですよね？

○事務局

制度としてはありません。

○座長

はい、わかりました。

○委員

今のご意見にもありましたように、なかなか知的障害者がかかりつけ医というのは持ちにくいんです。例えばインフルエンザにかかって熱が下がらなくても「この子は障害があるから、やっぱり何か違うんじゃないか」と言われて、その病院に通えなくなったこととか、もう嫌なことを言われた思い出は数かぞえ切れないほどあります。それを1回言われてしまうと、いくら近所に内科があっても外科があっても、二度とそこには母親としては連れて行きたくないというのが心情なんです。

その中で、やはりせっかく練馬区はかかりつけ歯科医の制度が出来ているので、せめてこれを少しずつでもいいから、内科から始める。それから外科、精神科というふうに、少しでもかかりつけという分野を増やしてほしい。少々遠くても、やはり私たちは、どうにかご理解いただける先生の所で相談したいという気持ちがすごく強いです。ましてや私たち障害を持つ子どもとか成人の方は、普通の方よりも病院へ行く頻度が高いので、そこは前向きにご検討をいただきたいと思っています。

あと具体的に8ページが一番下にある「障害理解の取組みを行なっています」とありますが、それは具体的に、どこかに依頼して何か取組みをされているということなんでしょうか。

○座長

それでは、まず事務局からご質問の部分について、いかがですか。

○事務局

8ページの件です。具体的というか、こういった特別な事業を既に組み立ててあるということではございませんけども、例えばいろんな会議体の中に、当懇談会にもご参画をいただいていますけれども、さまざまな機会をとらえて医療機関の方々にも、障害の方も、その他さまざまなことをご理解いただくように、こちらのほうでも積極的に情報を発信していきたいということで、ここは記載させていただきました。

○座長

よろしいでしょうか。では、ちょっとここで医療関係ということの委員にご意見をお伺いしたいところです。

○委員

振っていただいてありがとうございます。私ども医師会としての取り組みというより、私自身が関わっている精神科の医療についてだけでも感想なり意見を述べさせていただきたいと思います。特にアウトリーチの事業を載せていただいたんですけども、現在国のほうも、1つは急性期医療を重視しているということで、短期間の入院ということから、これで大体3カ月で退院をしてもらわなければ困るとか、そういうことが現実起こってきています。

私どもも急性期ということで、病棟を今回整備させていただきました。その先、特に、退院先をどうするか。たとえ3カ月で退院してもらっても、被災したときに受診してもらえない人たちをどうするかとか、実は急性期医療に必要な新たな課題がどんどん生まれてきているというのが、多分現状だというふうに思っております。

その中で、本当に地域の保健相談所を中心として、医師が連れられて赴くと言っても、確かに安心して近所にいろいろ迷惑をかけてるといふ人の所に出かけて行って、そういう方は実は少ないんじゃないかと。私どもも今目指してるのは、病院のほうからアウトリーチできないかと。つまり往診というものは、行政と協力して、病院のほうからアウトリーチにアプローチできないかと。練馬区には3つ精神科の病院があるという意味では、世田谷とか大田区とか新宿とか台東区、非常に医療機関としては多い区なものですから、そういった所をうまく活用してアウトリーチをやろうとする所への支えみたいなもの、もし行政がやっていただければ、それはそれで非常に有効になるのではないかと。そういった所からも行政のそういう取組みへの支援というものにちょっと目を向けていただければありがたいなというのを感じております。

ご存じのように、アウトリーチというのは全く金にならんという、現在国のほうもこのままではいけないといったことで、少しそれに対して評価しようという動きが出てるのを、できれば早急にできればなというふうに思いますが、そういう意味でも退院させるとき、あるいは医療中断したときには、地域の医療機関のほうへいらっしゃる所へ行こうという取組みを支えていただける仕組みがもしあれば、そのほうが地に足が着いた活動になるんじゃないかなということを感じました。ほかにも若干ないわけじゃないんですけど、精神のことばかり言ってもあれですので、私のほうからはこれぐらいにさせていただきたいと思っております。

○座長

どうもありがとうございました。さらにいかがでしょうか。お願いします。

○委員

2つほど質問があるんですが、私は、資料の15ページに、障害者医療について拙い意見書を出させていただきました。練馬区の障害者計画として、医療面でも色々な事業が行なわれるようですが、この中で障害者医療の方向性について今の時点でわかる範囲で結構ですので、お話しいただければと思います。

今のご意見に関連して、もう1つ伺いたいんですが、高次脳機能障害で精神福祉手帳を取得する方が最近増えています。また、カウンセリングや薬を処方していただくために、神経科を受診する方が増えているのですが、練馬区の中でどのような所があるのか、情報が私たちには全く伝わってきていません。今現在、高次脳機能障害に対して、どのような認識をお持ちでいらっしゃるのか、どのような場所があるのか、もしあれば教えていただきたいと思っております。以上です。

○座長

ご質問がありました。事務局から、まず15ページのご意見に関わることをお願いします。

○事務局

障害者医療の方向性ということでよろしいでしょうか。こういった件について、特に医療を担当する部署といろいろやり取りなどをさせていただいているところなんですけれども、医療というのは、障害あるなしに関わらず、年齢の若い方々からお年寄りまでさまざまな方々にとって、ある種平等に関わるによって、障害者医療に特化して何かを進めていくということではなくて、医療の全体を進めていくというのが今年の基本的な



姿勢だというふうに、そういった話をさせていただいております。

ただし、先ほど来出ている例えばツツジ歯科であるとか、あるいはアウトリーチであるとか、そうは言っても、障害があるがゆえに非常にご苦労されていたりとか、生活に不便を来している部分もございまして、そういったところをきちんと取り組むといったところが基本的な姿勢だというふうに考えております。

○座長

よろしいですか。

○委員

高次脳機能障害は、私どもの所にも稀にというか、ときにはいらっしゃるんですけども、高次脳機能障害といっても、いろんな症状があると思いますけれども、精神科とは言いながら十分なことをしてさしあげられないというのが今の現状です。今、区内にどのぐらい対応できる所があるかというご質問なんですが、職場しか知りませんので。どちらかを聞かれては困りますが、結局はこれができると言えば大学のように、ある程度重装備な対応を取れる所がもしかしたらやってらっしゃるかもしれないし、実際そういう人たちを専門的に診ていく医療機関というのは、全国的にも非常に少ないというふうにいわれていることが、逆に高次脳機能障害に対する政策が遅れているのではないかと、僕は裏返しでつながっているというふうに思います。我々、単純に対応できないという現実を、とりあえずお返事に代えさせていただきます。

○座長

実態をご紹介していただいたという形でよろしいでしょうか。はい。それではほかにもあるかもしれませんが、一応次の議題も残っておりますので、障害者医療については、障害者の方も医療ニーズをどういうふうにしきりと発見をして、どのようにそこに向き合っていくかということ、医療機関と障害のある方を、かかりつけ医の話が出て来ましたが、どのように結びついでいくのかということが、大きな共通する皆様方のご意見ではないかなという気がしました。また、この辺りを区の計画の中にどう落とし込むのか、事務局で検討をいただければと思います。よろしいでしょうか。

では障害児支援についてでございますが、これも簡単に資料をご説明いただいて、その後ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしいですか。

○事務局 資料1の説明

○座長

はい、ありがとうございます。参考資料のご紹介も含めて、障害児支援についてご説明をいただきました。それでは、こちらにつきましても前もってご意見をいただいておりますし、さらに今日この席でご発言、ご質問でもご意見でもいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員

障害者基本法によりますと、共生社会の実現ということが挙げられています。家族の年齢は16条の条項がやっぱり普通の子どもの、普通の学級で学ぶことが大事だというふうに言われています。ところが、この練馬区の施策を見ますと、1歳6カ月に始まって、さまざまな相談施設を通して、幼稚園・保育園での段階では一緒に学ぶことができますけれども、小学校に至ってはもう分けて分けて、分けられてしまって、最後、高校

も普通の高校にはいけないというような感じで受け止めるんですが、そんなことで、ですからさっき私が質問したのは、こういうふうに分けてしまったら地域で生きていくなんてとても無理です。

障害者が社会の中で、そうじゃない人々と一緒に暮らすという理念が、この練馬区の施策にはちょっと欠けてるような気がしてならないんですが、私の疑念でしょうか。よろしくお願いします。

○座長

はい、ありがとうございます。関連するご意見やご質問はあろうかと思いますが、お願いいたします。

○委員

私が質問したかったのは、22年度のこの会の3月だったと思うんですが、区のほうから児童デイサービスの必要性ということで、23年度にさらに練馬区内は1位、市区町村の中では10カ所というふうな日本の中で一番多いというのを聞いたんですが、それでも足りないので、開設支援セミナーを行いまして、そんなことをするんだろうかと思って聞いてたんですが、実際23年度に発足してて、今の時点でそういうお話もなく、うちの場合も大泉と春日町の2カ所、春日町は20名定員、大泉は10名定員を持っていますが、本当に大泉やほかの業者さんもいっぱいいらっしゃるはずなのに、もうあふれてる状況で、今、半年、1年待ち、30人以上待機していただいている状況があるので、本当に必要性は練馬区の場合に、やはりだろうということで作っていかなくちゃいけないんだと思って、そのセミナーがあるならぜひ伺ってみたいと思ってたんですが、それはどうなってしまったのかということと、それから24年から児童福祉法に移行されるということで、足踏みされてるんだろうだなどは思うんですが、その辺も全く情報が入らないため、うちのほうも件数がどうなっているか、経営がどうなっていくかわからないで動きが取れない状況なんですけど、多少でもわかってたら教えていただきたいということと、今のご意見に対してですが、うちのほうでは療育をやってまして、就労支援をして、25歳、30歳になってから通常学級ですとずっと過ごしてたけども、結局社会に出る時点で、手帳を取られて来られる方が結構毎年増えてまして、考えるところがあるんですが、私自身、中学校、特別支援学級の教員をし、ずっと就学相談にも当たってきまして、今療育を就学前からやって、いかに早い時期から関わってきたこの人たちの言葉が出なかったのが言葉が出て、通常の方たちの集団の中に入っていき力が培われて。

やはり分けているようで、毎日行き、やっぱり手厚く力をつけてあげることで大きくなったときに社会の中で生きていく力がつくんだな。イケスで考えると、最初から大海にポンと放り出してしまおうと、大きい魚に食べられてしまう。ちょっとイケスで困った所で、力がつくまでしてあげて、それから大海に出してあげるといいのではないかなという、そういうイメージを持ってるんですが、単純な価値観ですし、広がり方も違うと思うんですが、練馬区の場合には本当に分けた教育を、関西なんかでは非常に分けた教育をしています。

そのメリットも非常に大きいのではないかと。育った方たち、20歳、30歳になった方たち見ると、通帳もできて、本当に34、35歳、いまだに通常学級で受けた傷が越えられなくて、外に出て行けない方たちを何人も見てるので、障害は重いけどはつ

らつと自分のポリシーを持って就労してる方たちを見ると、やはりメリットがあるのではないかと思うんです。

○座長

はい、ありがとうございます。では、ご発言いただいて、その後、事務局に先ほどの質問の部分ご回答いただいて。どうぞ。

○委員

3つございます。1つは、この資料の4番の所です。「保健、医療、福祉、保育、教育等の連携を図る」。私のうちの子どもは重複障害児ですが、全く周りの連携がありません。学校にも区にも「どうか連携を取ってください」、私は区の中にはありませんが、STの先生が学校へ行ってくださったりしても、全く連携はありません。特に私の子どもの場合は障害が重いので、区立に入ることができないので都立に入ることになります。都立に入った場合は、区に住んでいるんだけど全く浮いてしまい、今、ご説明されたように、メリットがあるのはすごく聞いていて胸に響くものがあったんですが、デメリットとしては、区に住んでいるんだけど都立の学校へ行っていうために、全く縦割り行政の溝に陥ってしまっているということということがあります。

例えば一人通学ですが、私の隣のうちの練馬区のお子さんは交通支援員が付きます。でも、うちの子どもは都立に入っているので練馬区からの支援が付かないんです。ご近所の方が手伝いたいと思っても、安全に関することだから、なかなかご近所の方も手を出すことができない。全く地域とは分断されてしまっています。東京都の場合、復籍という事業もありますが、なかなか学校同士のいろんな行事とかがあって、行なわれても年に2回ほどしかありません。

これでは重度の子どもが、区の子どもたちと交流する機会とかほとんどない。これは本当に親として悲しいことです。隣のうちのお子さんよりももっと支援をいただかなければ、一人で歩いて駅まで行かれないのに、なんでこんなに支援がないのだろう。この行政の狭間に本当に陥ってしまっている。ただ区に行きたいと思っても、区は受け入れてもらえない。その悲しさというものをすごく感じるので、そこら辺を頭に入れていただきながら、これからの施策というものを考えていただきたいというふうに思います。

この横の連携はどうしても、もうネットワーク会議をすれば、今とどう変わるんですか。個別の教育支援計画も学校から来ます。欄もあります。空欄です。全く進まないんです。これが進まない限り、重複の子どもは一つひとつの所へ個別に行かなければならないんです。これをどうにか変えてください。親だけが個別に言ったのでは、どうにもならないんです。これはお願いいたします。こう変わるのかというご説明をください。

それから2つ目です。今は中村橋ケアセンターが脳波ですとか発達検査をしてくださっていますが、これはほとんど予約が取れません。予約の仕方ですが、半年前に9時に電話をしなきゃならないんです。9時は電話で一杯なんです。5分で埋まってしまうんです。ですから私はまた一緒に通学をしているので、9時に携帯からかけるなんていうことは無理なんです。これがハガキだとか何か別の方法に変えてくださいというのは3年前から言ってますが、変わっていません。この予約の方法をどうにか変えて、もう少しスムーズに、年に1回か2回しか利用しないのに、こんなに予約が取りにくい。これはどうにか変えていただきたいと思っています。

それから3番目ですが、もし仮に高校へ行かないという選択をした場合は、区としてはどういうふうな支援をしてくださるのかということをご回答いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○座長

はい、それではここで事務局から順次、質問の部分についてお答えいただきたいと思っています。まず、児童デイサービスに向けたセミナーの部分と、24年、来年の4月から児童福祉の枠組みの中で変わっていくわけですけど、その枠組みの見通しというか。

それから今のご意見は3つありますが、特に連携、ネットワーク会議を設置します。設置することによってどういう変化が期待されるのかという部分について、また、予約の問題、そして最後が高校に行かないという選択をしたときの日中の支援ということになりますでしょうか。じゃ、よろしいでしょうか。お願いします。

#### ○事務局（障害者サービス調整担当課長）

いただいたご意見のうち2点についてお話をさせていただきます。まず1点目、「作るためのセミナーを開催するというお話はどうなりましたか」という児童デイについてのお話について、まずご説明させていただきます。

先ほど事務局からも説明させていただきましたように、現段階ではまだまだ児童デイのほう、こちらのほうを皆さんに直していただきましたように、私どもも中村橋のセンターを除いては、民間では10カ所ということで設置がされております。そのうち10カ所のうち、高松に住所を持ってらっしゃるのが2カ所ということで、本当にあとは大泉、石神井、あるいは関町という名前の付く、確かに区側の西側の部分という所での設置というところでは、本当に東側にぜひ児童デイサービスを作してほしい、こういったご要望はかねがねいただいているところでございます。

実は来年、年明けにもまた新たに出来るというお話も、ちょっと情報としては聞いているところなんですけど、そちらについてはちょうど中央辺りに出来るというお話も今いただいている所もあります。そんなところで、これから少しずつ児童デイサービスのほうも増えていくのかなと思うんですけど、行政としてそういったことをどういうふうに支援していくのかというところでは、実は今この法内の児童デイサービス以外も、いわゆる私どもは法外と呼んでいるんですけど、そういった形でいろいろ放課後の支援、あるいはいろんな教育等を行なっている団体さんがあります。

こういった所が継続的に持続的に支援ができるように、本来の児童デイサービスとして支援ができるようにということを想定しまして、今年度、今年中ぐらいに予定しているんですけど、今いろいろ計画を回しているところなんですけど、そういった本来の事業所さんの対象とする児童デイサービスの創業支援セミナーということも、今うちのほうで企画を進めているところでございます。ですので、なかなか対象のほうも、やはりもう既に本来で活動している所が本来の児童デイサービスに移行できるようにということをまずはメインとして、今年度取組みを進めているところです。

そして近々、先ほど年明けに開設という事業所さんがあると聞きましたが、そこにもお声をかけながら、あるいは7月に生まれたばかりの児童デイサービスさんにもお声をかけながらというふうに、今、対象としてこのセミナーのほうは準備をさせていただいているところです。初めての取組みですので、また、この取組みの状況を見て、今後区

としてどんな支援ができるのかということは考えていきたいと思っているところでございます。

また機会があれば、そのセミナーについても詳細がわかり次第、ご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

2点目でございます。中村橋のセンターについて、本当に申し訳ありません。なかなか本当に皆さんからいただいているところです。そして今のご意見では6カ月前に予約というご指摘がありましたが、実はこれは、昨年度から3カ月前ということで予約のほうを変更させていただいているんです。

と言いますのは、やはり6カ月前ということではかなり先になってしまうということがありますので、6カ月前に取られてしまうと、緊急な方がまた6カ月待たなきゃいけないということになってしまいますので、現在ではすみません、3カ月前の予約という形になっております。本当に少しずつの変更で申し訳ないんですが、できるところから少しずつというところで。そして、この報告の中にも、こちらの事務局で用意させていただきましたペーパーの1ページの中ほどにもありますように、相談等ができるだけ早くできるようにということで、21年度に1人、22年度に1人専門医の増員のほうも図りまして、実は2カ月なんていう待機日数があった年もあったんですが、現在では何とか1カ月を切る程度の待機日数ということでやらせていただいているところです。

この辺りでは、(仮称)こども発達支援センターのほうに移ってから、それをきっかけにいろいろ今いただいたご意見をいただきながら、皆さんができる限り早くに相談支援につながるように、その辺りはまた、予約方法の見直しも含め検討していきたいと思っておりますので。本当に貴重なご意見ありがとうございました。

#### ○事務局

では、次の2点について、ネット会議の設置によって何がどうかということと、仮に高校に行かないという選択をした場合に、どういった支援があるかということでございます。これについてなかなか明確なお答えができなくて非常に申し訳ないんですけども、このネットワークと言うんですか、個別のネットワークには、そのキーマンというか、核になる人がどういった方がというふうなことで、多分これは大きく変わってくるんだろうなと思います。どういった方が関わってくる、ある人が関わればすごくその人のネットワークが格段に広がって行って、逆にこのネットワーク会議なんか必要がないぐらいネットワークが結ばれていくんだろうなと思いますし、また、そうでない場合、システムが整ってなくて核になる人がいない場合、ぶつ切りの支援になってしまうといったところなんだろうなというふうに思っております。

やっぱり、そういったところは、どの人が関わるかということでネットワークの大きさとか質が変わっていくというのは、やっぱりよろしくないんだろうなというふうに考えておまして、こういった会議を設置することでさまざまな、今本当に切実なお話がありましたけれども、そういったところをこういった会議体で吸収して、皆さんのご共通認識をはかり、その中でどういった支援が望ましいのか。また、望ましい支援が確立された場合には、練馬区内すべてに行き渡るような、そういった取組みをしていくことになるだろうというふうに思っています。

ただし、このネットワーク会議自体まだ設置をされてませんので、今いただいたお話な

どを1つのキーワードというか、参考にさせていただきながら構築をしていきたいというふうに考えております。

それと、高校に行かないと選択をした場合ということで、15～18歳の若い時期の支援をどうするかということについては、こちらも具体的な案を持ってるところではありませんので、これについては課題ということで引き取らせていただければと思います。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。来年度4月からののでしょうか。配置。その辺りをどう区としては想定してるかということで、難しいんですけども。

○委員

ちょっとそれとは違うんですけど、前の会議でもお話をさせていただきましたが、今の議論に出てないので敢えて発言させていただきますけど、私どもは練馬手をつなぐ親の会で、障害幼児の早期療育をずっと40年続けてます。春日町の幼児教室をやっております、これが法外なんです。

練馬区、早期の障害児療育、非常にして、私は自分たちがやってるからということではなくて、外から見ても非常にいい障害児療育というのをしてるんです。これは国の事業からすると法外ということなので、今で言う児童デイサービス1型、いわゆる中村橋ケアセンターに近い事業に変えなきゃいけないということだったです。

行政とずっと私ども、打ち合わせさせていただいてます。その中で、やはり定員処理等がありまして、練馬区独自事業の収入が非常にダウンすることがわかりまして、行政と今相談をしている最中なんですけど、1つ国が決める場合にはっきりするのが来年の1月ごろ。全体が見えてくるのが来年の1月ごろということなので、とてもなかなかそれからすぐに行けないので、練馬区で言えば要請してるのは、1つは1年、今の独自事業を練馬区だけではなく、東京都の関係もあるとおっしゃってたので難しいかもわかりませんが、猶予を持ってないかなというのが1つと、行政の方は今話せないかもわかりませんが、逆になった場合に、何らかの練馬区として、非常に障害児療育、1歳半～3歳ぐらい、いわゆる保育園・幼稚園に入る人の、区長にもこの間お会いして、ご提出させていただきましたが、母親の願いの中でよく書いてありますけど、保育園・幼稚園に行きました。その障害幼児の療育したい人と、違う人の差が歴然と実は出てるデータがありまして、ぜひ練馬区として、この辺りを都も動かしながら、そういう施策を考えていただけないかなということを申し上げて。この状況がなかなか出て来ませんでしたので、ちょっと触れておきたい。

○座長

ありがとうございました。確かにまだ枠組みが必ずしも見えにくいこともありますので、ただ、今ご提案いただいているようなことも含めて、区等これまでの予算をどうやって、より強化していくかということが煮詰まるとよろしいのではないかと言うようなご意見だったと思います。

すみません、8時半が迫ってまいりまして、この点についてはさらにご議論があると思いますけども、また、先ほど冒頭にお話がありましたように、障害者基本法の中では、障害の有無によって分けていただけないということがきちんと提示されたというのは、

大きな前進だと思います。

そういう中で、いわゆる特別支援教育という枠組みと、インクルーシブな教育というか、そこをどういうふうに摺り合わせていくか。正直、お一人おひとり伺うので、本当にいろんな考え方が伺えます。ただ、誰おための教育なのかという意味で考えたらとう部分と、それから今日言うというのは、その人一人ひとりの能力が伸びるということと同時に、関係性の非常にある部分でありますので、そういう機会をきちんと、どうやって保障していくのか。大変難しい問題ではありますけども、さらにこれからも議論を続けてですね。

どちらかと言うと、どちらがいいかという二者択一的になりがちなこの問題を、誰のための教育・支援なのかという観点でぜひ施策に結び付けていただくといいかなというふうに、議論を伺って思いました。

さらに、例えば障害があるお子さんが育っていく。それを支援していくという点で、場面場面というかターニングポイントというか、変化のときにきちっと誰が寄り添って伴走してくれるかというのはすごく大きくて、それがないうちに結局絵に描いたネットワークになりがちだということなので、確かに事務局の説明にもありましたように、誰がマネジメントするのかということも重要なテーマになってくるとは思うんですけども、ぜひそういう、つないでいくというような仕組みがやはりあると、この障害児支援というのが前進していくのではないかということ、ご意見を伺って感じました。

まだまだあろうかと思えますし、ご意見を出し足りない部分もあると思えますけれども、一応これでこの部分については終了させていただきたいと思えます。ちょっと時間が経過しちゃうかもしれませんが、最後の第3期の障害福祉計画の先艇に当たっての基本的考え方をご説明をいただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。では事務局からお願いします。

○事務局 資料2の説明

○座長

はい、ありがとうございます。私からの確認ですが、今日はこの第3期の障害福祉計画、どこの自治体も今年度中に25年度からの計画を策定しなければいけないんですが、国からの指針が出たのがついこの間ということもありまして、だいぶどちらにおかれましても短い時間で策定しなければいけない状況にあります。そういう状況ではあるんですが、一応今日は基本的な考え方をお示しいただいたということで、実際にはこういう計画目標を持っているんだとか、あるいは、実績をどう評価して供給見込みを構築していくんだとかというのは、今後の議論ということでもよろしいでしょうか。

そうしますと、基本的には国が重点においております地域生活への移行、それから、精神障害のある方で退院可能な方への地域生活への移行の促進、そして就労移行ということですが、それぞれご説明ありましたとおり、これまでの計画を踏まえながら、できるだけ練馬区の特徴というか、らしさを活かしていきたいというようなことだったと思えます。

2ページ・3ページの所は見込みの実績であります。どう評価するか、また、次の数値目標を立てるときに、多分実感、実態、あるいは実感されているところと実績と、そこに乖離や課題があるとするならば、その辺りをどう落とし込んでいくかということに

もなっていくかと思えます。さらには自立支援協議会さんのほうで意見を聞くということになっておりますので、そこのすり合わせが必要となってくる。こういう基本的な考え方を今日お示しいただきました。この範囲でございますけども、何かご意見、中身についてはこれから最後に議論することになっていくと思えますので、枠組みというか考え方のところでご意見やご質問等がございましたらお願いしたいと思えます。

こちらにつきましても、じゃあいつもと同様に、また委員さんのご意見をいただくという形でよろしいでしょうか。今日は時間の関係もありますので、考え方をお示しいただいて、簡単に「この考え方でいいですよ」とか「悪いですよ」というのは言えないと思えますけれども、基本的にはこういう考え方をもって第3期障害福祉計画策定に臨みたいというところでお話いただいたということでもよろしいでしょうか。

では、具体案につきましては、さらに今後検討してまいりたいということでまともさせていただきますと思えます。用意していただきました議題は以上でございますが、実は「その他」というのがございますけども、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から「その他」について何かございますでしょうか。

#### ○事務局

では、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。次回の日程を確認させていただきたいと思えますが、少し時間があります。10月25日火曜日になります。気をつけていただければと思えます。開会は6時からです。本日よりも30分早くなります。また、1903会議室ということでマイクが使えない部屋ですので、ご発言の際には少し大きめでよろしく願いいたします。

議題としては、この間ずっとご議論いただきましたものを、少し計画の素案というような形で少し体裁を整えたものをお示ししたいなというふうに考えております。障害福祉計画については、ときには考え方を持っているということですので、議論をするやり取りの時間がございませんので、できるだけ意見書などをいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

#### ○座長

皆様方よろしいでしょうか。ではすみません、ちょっと私の進行が悪くて10分間ほど超過してしまいましたが、これをもちまして第4回の障害者計画懇談会を終了させていただきます。皆様方、どうもありがとうございました。

(終了)